

(2026年3月31日発表)

職員の服装の軽装化の通年実施を開始

2026年1月5日から試行をしてきた軽装での勤務を推奨する取組について、4月1日から本格実施します。

【趣旨・背景】

ノーネクタイ、ノージャケット等、職員自らが快適で働きやすい服装を選択できることで、活気ある職場環境を創出します。また、仕事へのやりがいや意欲の増進を図ることで、業務の効率化や市民サービスの向上、職場の魅力度向上につなげます。

【日時・期間】

2026年4月1日(水)から開始

【内容】

- ・年間を通じて、ノーネクタイ、ノージャケット等の軽装勤務を可能とします。
- ・ただし、職務上の必要性等により、作業服など特定の被服を着用する必要がある場合には、従来どおりの取扱いです。
- ・ネクタイやジャケットの着用を禁じるものではありません。
- ・別紙「静岡市職員の身だしなみについて」を参考に、公務員としての信用と品位を損なわず、市民に不快感を与えない清潔感のある服装を選択するとともに、TPO(時間・場所・場合)を踏まえて判断します。
- ・別紙【軽装勤務啓発チラシ】を窓口等に掲示し、市民への周知を図ります。
- ・別紙「2026年1月5日提供 職員の服装の軽装化の通年実施に向けた試行開始」を添付します。

【問い合わせ先】

総務局人事課(静岡庁舎9階)、担当者:惣野代、小久保
電話:054-221-1009

軽装勤務 実施中!



【OKスタイル例】



ポロシャツ



Tシャツ
(ジャケット着用)



チノパンツ



スニーカー

業務効率の向上や脱炭素社会を目指し取り組んでいます。
ご理解ご協力をお願いします。



静岡市職員の身だしなみについて

1 概要

職員は、市民の生命や財産、情報を預かる、極めて公共性の高い職務を担い、市民から常に信頼され、それに答えることを期待されています。言葉遣いや態度はもとより、身だしなみを整えることによって、第一印象が向上し、市民の安心感や信頼感が得られ、説明の納得感が増し、円滑な業務遂行につながります。

今後も、職員一人ひとりが、市職員全体の印象を左右することを自覚し、常に市民から見られていることを意識して行動できるよう、身だしなみの参考となる考え方を策定しました。

2 目的

職員が、公務員としての節度・品位を保ち、市民の信頼性を損なうことがないように、職員自らが、TPOに応じた働きやすい服装を適切に判断し、選択するための参考とする。

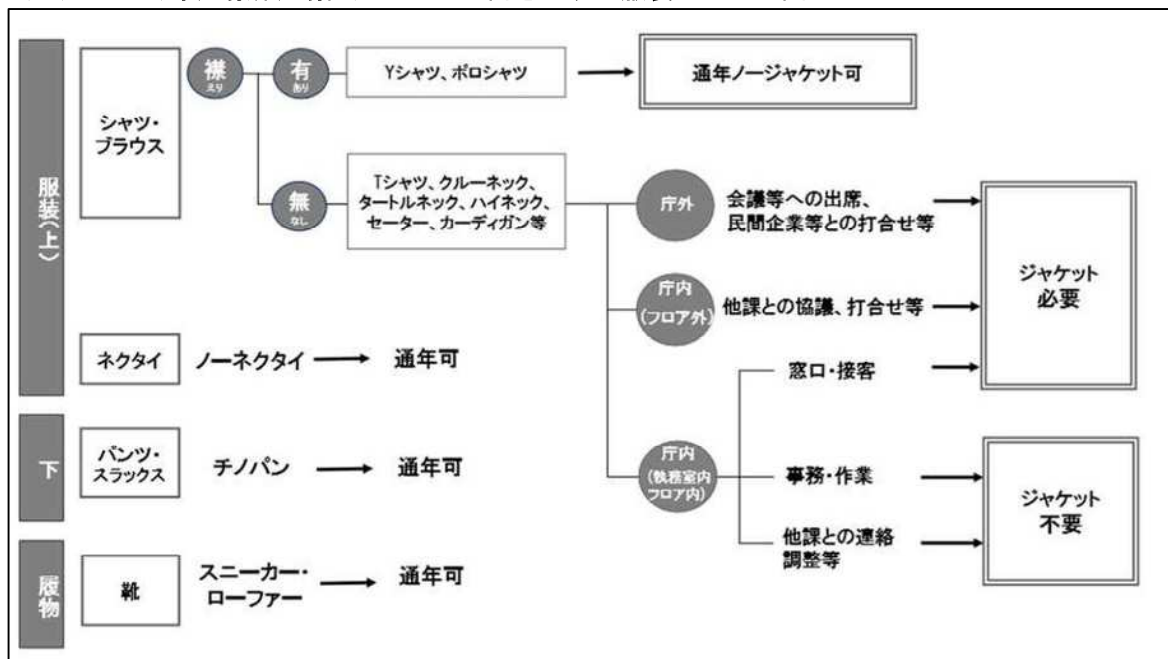
3 対象者

静岡市職員（任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員を含む）

※消防吏員・医師・看護師など、職務上制服の着用を要する職員は除く。

4 身だしなみの考え方

(1) TPO（時、場所、場面）に応じた働きやすい服装のフロー図



※フロアとは執務室と同じ階を指します。

※通勤時の服装について定めはありませんが、公務員として市民の信用を損なわないよう、注意してください。

※勤務時における上着やネクタイの着用を禁止する趣旨ではありません。

※外部の方が出席する会議や式典など、社会通念上必要と考えられる場における上着やネクタイの着用については、状況を踏まえ各所属で判断してください。

※議会对応時の身だしなみは、従来とおり、議会のルールに即して対応してください。

(2) 服装について

基本的な服装は、スーツ上下又はジャケット、ネクタイ着用ですが、働きやすい服装による軽装勤務も可能です。次頁に、例を挙げていますので、服装を選択する際に、ご参照ください。

※例示の画像の一部を生成AIにより作成しています。

① 現状の服装 **OK**



② 軽装勤務 **OK**



ベスト



セーター



タートルネック



襟無しシャツ



ポロシャツ



チノパン



ローファー



スニーカー
(白色、黒色、茶色等の落ち着いた色で柄がないもの)



クールビズサンダル
(バックベルトがあり、フォーマルな色合いのもの)

③ 着用を避ける服装

NG

服装
(上)



派手な色や柄の
シャツ



タートルネックでも
襟元が大きいもの



ジャージ



パーカー

服装
(下)



デニム



スウェットパンツ



短いパンツ



華美なスカート

履物



バックベルトはあるが、
カジュアルすぎる
サンダル (クールビズサンダ
ルとして認められないもの)



色・デザインが
カジュアルすぎる
スニーカー



ロングブーツ



色・デザインが派手な
ハイヒール

その他



肩幅、身幅に合っていない上着、
ワイドなスラックス等のオーバー
サイズのスーツ



素足が出てしまう丈
の短い靴下

(3) 身だしなみチェックリスト

以下の例を参考に、日頃から身だしなみに気を付け、職員は自分の身だしなみが相手に不快感を与えないかを確認してください。また、所属長は、所属職員に対し、チェックリストの周知をするとともに、職員の身だしなみが市民に不快感を与えることのないよう、必要に応じて助言してください。

服装	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事をするのにふさわしい、清潔感のある服装 ○派手すぎない色・柄、ベーシックなデザインの服装 ・ジャケット、ワイシャツ、半袖シャツ、ブラウス、ポロシャツ、セーター、 ※条件あり（不可とする身だしなみ参照） ・スラックス、チノパンツ又は膝が隠れる丈のシンプルなスカート ○派手すぎず、服装に合った色・柄のソックス、ストッキング、タイツ、ソックス、レギンス、
履物	<ul style="list-style-type: none"> ○服装に合った色で、動きやすく、シンプルなデザインのもの （スニーカー着用時には派手な色柄・柄のもの、派手な装飾が施されていないものに限る。） ○スーツ着用時は、ビジネスシューズやパンプス等の、スーツに適したもの ○ヒールの高さが5cm程度までのもの
髪・髭	<ul style="list-style-type: none"> ○清潔感のある髪型 ○自然な色の髪又は染めた髪色が明るすぎない髪 ○きちんと剃られた、又は数mm以下程度に短く整えられて不潔感のないひげ
爪・化粧・アクセサリー等	<ul style="list-style-type: none"> ○長く伸びていない清潔な爪 ○健康的に見えるナチュラルメイク ○透明又は控え目なカラーのネイル（ネイルアートは不可） ○控え目なアクセサリー
名札	<ul style="list-style-type: none"> ○座っていても相手から見える位置（胸元あたり）に着用

服装	<ul style="list-style-type: none"> ×カジュアルすぎる、派手すぎる、流行を追いすぎる服装 ×清潔感がない服装（汚れ、しわ、ほつれ、ボタンがとれている） ×ジャージ、スウェット ×ジーンズ、Tシャツ（※1）※1 Tシャツは、ジャケットの下に着用する場合に限り可とします。 ×素足 ×派手なベルト ×サロペット ×タンクトップ（※2） ×ノースリーブ（※2） ×キャミソール（※2）※2 上着を着用している場合に限り可とします。 ×ウエストやヒップラインが強調される服 ×背中、肩、胸元が露出される服 ×ショートパンツ（※3） ×ミニ丈のキュロット（※3） ×ミニスカート（座ったとき膝上5cm以上の短さとなるもの）（※3）※3 レギンス、トレンカ等を合わせても不可 ×マキシ丈スカート（フリル付など、裾が大きく広がり足首が隠れるもの） ×スリットの深いスカート（スリットが膝上までであるもの） ×網タイツ、派手な色、柄物のストッキング、タイツ、ソックス、レギンス、 ※市指定の作業着は、作業をする場合に着用するものとして貸与されていますので、TPOを判断の上、着用してください。
履物	<ul style="list-style-type: none"> ×派手なデザイン、色彩、柄のもの ×清潔感がない（汚れ、型崩れ、極端に底がすり減っている） ×華美な装飾が施されているもの ×カジュアルすぎるもの ×ヒールの高さが5cm程度より高いもの ×スリッパ、ミュール、バックベルトのないサンダル（骨折時など、治療で靴が履けない場合は可） ×ブーツ（ショートブーツ（ふくらはぎの下のほうが若干隠れる程度のブーツ丈）は可） ×かかとのつぶし履き ×ピンヒール

髪・髭	<ul style="list-style-type: none"> ×伸びっぱなしの長髪など、清潔感のない髪 ×金髪、明るすぎる茶髪など、染めた色が自然な色でない髪 ×目元が見えないほど顔にかかる前髪 ×長短が極端なツープロック ×派手なアレンジヘア ×無精ひげ
爪・化粧・アクセサリー等	<ul style="list-style-type: none"> ×汚れた爪 ×長く伸びた爪 ×華美なアクセサリーや時計 ×個性的なフレームの眼鏡 ×タバコ臭 ×汗などの強い体臭、不快感のある口臭 ×強すぎる香水 ×厚化粧、派手すぎるメイク ×極端にボリュームのあるつけまつ毛、まつ毛エクステ、マスカラ ×極端なアイメイク ×色の濃い口紅、チーク ×ネイルチップ（つけ爪） ×華美なネイル（赤、ラメなどの派手なカラーのネイル、ネイルアート） ×派手なヘアアクセサリー（大振りなもの、髪を留める用途で使われていないもの）

(令和7年12月25日発表)

職員の服装の軽装化の通年実施に向けた試行開始

◆アピールポイント	<ul style="list-style-type: none">・職員は、市民の生命や財産、情報を預かる公共性の高い職務を担っており、常に信頼されることが求められます。身だしなみを整えることで、市民の安心感や信頼感が高まり、説明の納得感が増し、円滑な業務遂行につながります。・職員一人ひとりが、市職員全体の印象を左右することを自覚し、節度・品位を保ち、市民の信頼を損なわない服装を選択することが重要です。・このたび、職員の働き方改革および脱炭素社会の実現を目的として、軽装（ノーネクタイ、ノージャケット等）での勤務を推奨する取組を試行します。・職員が自ら快適で働きやすい服装を選択することで、活気ある職場環境を創出し、仕事へのやりがいや意欲を高め、業務の効率化や市民サービスの向上、職場の魅力度向上につなげます。
◆期間	令和8年1月5日（月）から当面の間（取組効果を検証するため終了時期は未定）
◆内容など	<ul style="list-style-type: none">・別紙「静岡市職員の身だしなみについて」を参考に、公務員としての信用と品位を損なわず、市民に不快感を与えない清潔感のある服装を選択し、職員一人ひとりがTPO（時間・場所・場合）を踏まえて判断します。・基本的な服装は、スーツ上下又はジャケット、ネクタイ着用ですが、ノーネクタイ等の軽装勤務を可能とします（ネクタイやジャケットの着用を禁じるものではありません）。・なお、職務上の必要性により、作業服など特定の被服を着用する場合は従来どおりの取扱いです。 <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none">・静岡市職員（任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員を含む）・消防吏員・医師・看護師など、職務上制服の着用を要する職員は除きます。

別紙資料 有 無

ぜひ周知をお願いします

【問合せ】 人事課（静岡庁舎9階）
担当 成岡、小久保
電話 054-221-1009

静岡市職員の身だしなみについて

1 概要

職員は、市民の生命や財産、情報を預かる、極めて公共性の高い職務を担い、市民から常に信頼され、それに答えることを期待されています。言葉遣いや態度はもとより、身だしなみを整えることによって、第一印象が向上し、市民の安心感や信頼感が得られ、説明の納得感が増し、円滑な業務遂行につながります。

今後も、職員一人ひとりが、市職員全体の印象を左右することを自覚し、常に市民から見られていることを意識して行動できるよう、身だしなみの参考となる考え方を策定しました。

2 目的

職員が、公務員としての節度・品位を保ち、市民の信頼性を損なうことがないように、職員自らが、TPOに応じた働きやすい服装を適切に判断し、選択するための参考とする。

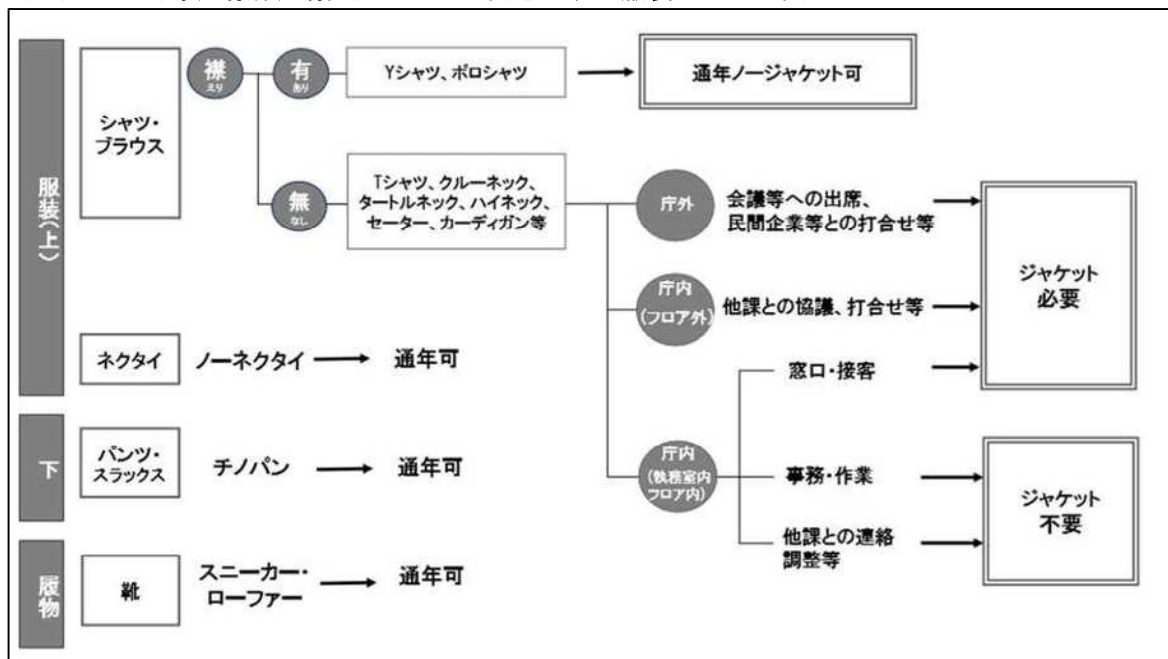
3 対象者

静岡市職員（任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員を含む）

※消防吏員・医師・看護師など、職務上制服の着用を要する職員は除く。

4 身だしなみの考え方

(1) TPO（時、場所、場面）に応じた働きやすい服装のフロー図



※フロアとは執務室と同じ階を指します。

※通勤時の服装について定めはありませんが、公務員として市民の信用を損なわないよう、注意してください。

※勤務時における上着やネクタイの着用を禁止する趣旨ではありません。

※外部の方が出席する会議や式典など、社会通念上必要と考えられる場における上着やネクタイの着用については、状況を踏まえ各所属で判断してください。

※議会对応時の身だしなみは、従来とおり、議会のルールに即して対応してください。

(2) 服装について

基本的な服装は、スーツ上下又はジャケット、ネクタイ着用ですが、働きやすい服装による軽装勤務も可能です。次頁に、例を挙げていますので、服装を選択する際に、ご参照ください。

※例示の画像の一部を生成AIにより作成しています。

【参考】

① 現状の服装 **OK**



② 軽装勤務 **OK**



ベスト



セーター



タートルネック



襟無しシャツ



ポロシャツ



チノパン



ローファー



スニーカー
(白色、黒色、茶色等の落ち着いた色で柄がないもの)



クールビズサンダル
(バックベルトがあり、フォーマルな色合いのもの)

NG

③ 着用を避ける服装

服装 (上)



派手な色や柄の
シャツ



タートルネックでも
襟元が大きいもの



ジャージ



パーカー

服装 (下)



デニム



スウェットパンツ



短いパンツ



華美なスカート

履物



バックベルトはあるが、
カジュアルすぎる
サンダル (クールビズサンダ
ルとして認められないもの)



色・デザインが
カジュアルすぎる
スニーカー



ロングブーツ



色・デザインが派手な
ハイヒール

その他



肩幅、身幅に合っていない上着、
ワイドなスラックス等のオーバー
サイズのスーツ



素足が出てしまう丈
の短い靴下

【参考】

(3) 身だしなみチェックリスト

以下の例を参考に、日頃から身だしなみに気を付け、職員は自分の身だしなみが相手に不快感を与えないかを確認してください。また、所属長は、所属職員に対し、チェックリストの周知をするとともに、職員の身だしなみが市民に不快感を与えることのないよう、必要に応じて助言してください。

服装	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事をするのにふさわしい、清潔感のある服装 ○派手すぎない色・柄、ベーシックなデザインの服装 <ul style="list-style-type: none"> ・ジャケット、ワイシャツ、半袖シャツ、ブラウス、ポロシャツ、セーター、 ※条件あり（不可とする身だしなみ参照） <ul style="list-style-type: none"> ・スラックス、チノパンツ又は膝が隠れる丈のシンプルなスカート ○派手すぎず、服装に合った色・柄のソックス、ストッキング、タイツ、ソックス、レギンス、
履物	<ul style="list-style-type: none"> ○服装に合った色で、動きやすく、シンプルなデザインのもの (スニーカー着用時には派手な色柄・柄のもの、派手な装飾が施されていないものに限る。) ○スーツ着用時は、ビジネスシューズやパンプス等の、スーツに適したもの ○ヒールの高さが5cm程度までのもの
髪・髭	<ul style="list-style-type: none"> ○清潔感のある髪型 ○自然な色の髪又は染めた髪色が明るすぎない髪 ○きちんと剃られた、又は数mm以下程度に短く整えられて不潔感のないひげ
爪・化粧・アクセサリ等	<ul style="list-style-type: none"> ○長く伸びていない清潔な爪 ○健康的に見えるナチュラルメイク ○透明又は控え目なカラーのネイル（ネイルアートは不可） ○控え目なアクセサリ
名札	<ul style="list-style-type: none"> ○座っていても相手から見える位置（胸元あたり）に着用

服装	<ul style="list-style-type: none"> ×カジュアルすぎる、派手すぎる、流行を追いすぎる服装 ×清潔感がない服装（汚れ、しわ、ほつれ、ボタンがとれている） ×ジャージ、スウェット ×ジーンズ、Tシャツ（※1）※1 Tシャツは、ジャケットの下に着用する場合に限り可とします。 ×素足 ×派手なベルト ×サロペット ×タンクトップ（※2） ×ノースリーブ（※2） ×キャミソール（※2）※2 上着を着用している場合に限り可とします。 ×ウエストやヒップラインが強調される服 ×背中、肩、胸元が露出される服 ×ショートパンツ（※3） ×ミニ丈のキュロット（※3） ×ミニスカート（座ったとき膝上5cm以上の短さとなるもの）（※3）※3 レギンス、トレンカ等を合わせても不可 ×マキシ丈スカート（フリル付など、裾が大きく広がり足首が隠れるもの） ×スリットの深いスカート（スリットが膝上までであるもの） ×網タイツ、派手な色、柄物のストッキング、タイツ、ソックス、レギンス、 ※市指定の作業着は、作業をする場合に着用するものとして貸与されていますので、TPOを判断の上、着用してください。
履物	<ul style="list-style-type: none"> ×派手なデザイン、色彩、柄のもの ×清潔感がない（汚れ、型崩れ、極端に底がすり減っている） ×華やかな装飾が施されているもの ×カジュアルすぎるもの ×ヒールの高さが5cm程度より高いもの ×スリッパ、ミュール、バックベルトのないサンダル（骨折時など、治療で靴が履けない場合は可） ×ブーツ（ショートブーツ（ふくらはぎの下のほうが若干隠れる程度のブーツ丈）は可） ×かかとのつぶし履き ×ピンヒール

【参考】

髪・髭	<ul style="list-style-type: none"> ×伸びっぱなしの長髪など、清潔感のない髪 ×金髪、明るすぎる茶髪など、染めた色が自然な色でない髪 ×目元が見えないほど顔にかかる前髪 ×長短が極端なツープロック ×派手なアレンジヘア ×無精ひげ
爪・化粧・アクセサリー等	<ul style="list-style-type: none"> ×汚れた爪 ×長く伸びた爪 ×華美なアクセサリーや時計 ×個性的なフレームの眼鏡 ×タバコ臭 ×汗などの強い体臭、不快感のある口臭 ×強すぎる香水 ×厚化粧、派手すぎるメイク ×極端にボリュームのあるつけまつ毛、まつ毛エクステ、マスカラ ×極端なアイメイク ×色の濃い口紅、チーク ×ネイルチップ（つけ爪） ×華美なネイル（赤、ラメなどの派手なカラーのネイル、ネイルアート） ×派手なヘアアクセサリー（大振りなもの、髪を留める用途で使われていないもの）